

一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会設置要綱

令和元年8月30日

一関地区広域行政組合告示第42号

改正 令和5年3月31日 告示第16号

(設置)

第1 一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備に関する事項を検討するため、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備基本計画の策定に関すること。
- (2) エネルギー及び熱利用計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一般廃棄物処理施設又は最終処分場の整備に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員長は一関市副市長を、副委員長は平泉町副町長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一関市及び平泉町の環境衛生担当部課長
- (2) 一関市及び平泉町の財政担当部課長
- (3) 一関地区広域行政組合の事務局長及び清掃センター所長
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、管理者が招集する。

2 委員会の会議は、半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議に委員が出席できないときは、委員の職を代理する者を出席させることができる。

4 委員会の会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、候補地の選定等の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人及びその他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの並びに事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを他人に漏らしてならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務管理課において行う。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄)(令和元年8月30日告示第42号)

令和元年9月1日から施行する。

改正文(抄)(令和5年3月31日告示第16号)

令和5年4月1日から施行する。